

3つの対策で 相続の 悩みを解消

万全の備えで、ご家族

平成27年1月1日の税制改正により、相続税は多くの方に関係する問題になりました。大切なご家族が「相続」で困らないように、いまから準備をはじめませんか。

遺されたご家族のお悩み事例

納税資金
が無い



相続財産の
ほとんどが
分割しづらい
不動産



相続によって
円満だった
家族関係に
ヒビが入った



相続の
手続きって
面倒



相続トラブルは、相続財産が正確に把握されていないことや、遺産の分け方に納得がいかないことなどが原因で発生します。相続対策を行い、円満な相続を実現しましょう。

相続対策のポイント

遺産分割対策、相続税対策、手続き対策です



遺産分割対策



遺産分割対策は、どのお客さまにも必要となる共通の対策です。遺言がない場合は、通常、相続人同士が話し合いにより、財産の分け方を決めます。ご自身の「想い」とは異なった遺産分割がされるケースも少なくありません。まず、ご自身の財産を把握し、どのように遺すか考えましょう。あらかじめ「誰に」「何を」「どのように」遺すか決めておくことが重要です。

誰に遺したいですか？



同居の
長男には家を
遺して
あげたいな



離れて暮らす
娘にも
財産を遺して
あげたいな



子供のいない
私達夫婦
財産は全部妻に
遺してあげたいな

あらかじめ「誰に」「何を」「どのように」遺すかを決めておきましょう

家族が困らない「相続」を！



相続税対策



相続税は、相続財産（課税価格）から基礎控除^{※1}を差し引いた部分に対して課税されます。資産評価の引下げや各種控除などを活用して、課税対象額の圧縮をすることで、相続税額の軽減が期待できます。 ※1 基礎控除=3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

課税対象額の圧縮(例)

2つの対策を組み合わせる

暦年贈与の活用

生命保険の活用

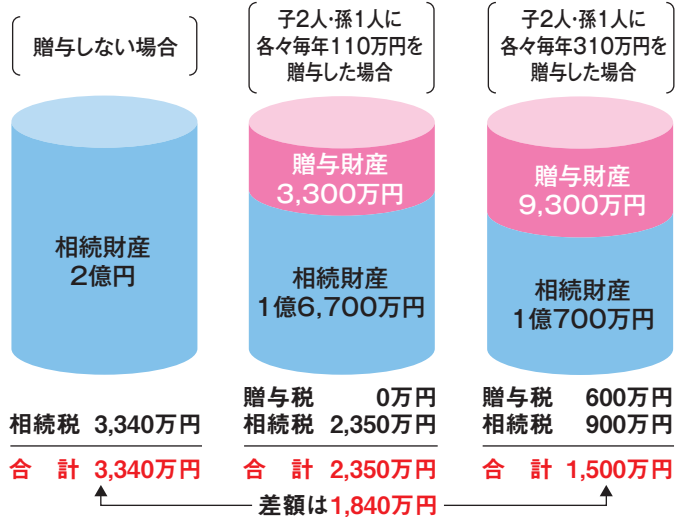
生前の資産移転と非課税枠を上手に活用して、相続税負担を軽減しましょう。また、受取った資産は相続税の納税資金として使うこともできます。

暦年贈与の活用

特色 生前に資産を移転することにより、相続税負担を軽減できます

暦年課税の基礎控除(年110万円)

<生前贈与を10年間行った場合の効果例>



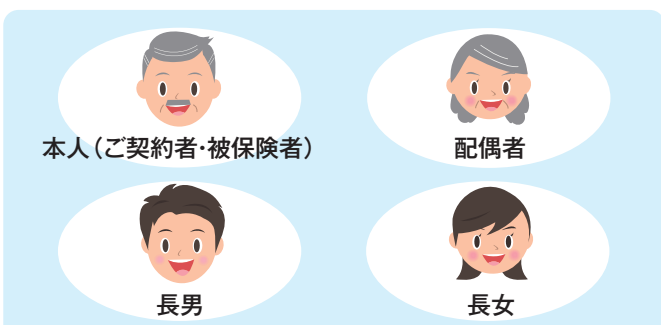
前提条件:<家族構成>本人、子2人、孫1人。配偶者は死亡。法定相続人は子2人。税額計算について:相続税は本人の相続時に法定相続人2人が法定相続分どおりに相続したのとして計算。本人の相続開始3年以内の贈与財産の相続財産への加算は考慮せず。

生命保険の活用

特色 生命保険の死亡保険金は、基礎控除とは別に相続税の非課税枠があります

非課税枠^{※2} 500万円×法定相続人の数

※2 ご契約者と被相続人が同一で死亡保険金受取人が法定相続人だった場合



法定相続人が配偶者、長男、長女の3人の場合
500万円×3人=1,500万円
が相続税の非課税枠となります

相続発生時には、預金口座が一時的に凍結されてしまい、現金を引出すことができません。生命保険を活用すれば、請求後、5~10営業日で死亡保険金を受取ることができます。

贈与のチェックポイント

贈与を行うときは、以下の点に注意しましょう

- 贈与を受ける人が、贈与を受けたことを認識している
- 贈与の都度、贈与契約書を作る
- 贈与税の申告を行う(基礎控除を超える場合)
- 贈与された財産の管理は、贈与を受けた人が行う など

八十二♡サポート 生命保険

相続対策としてご活用いただける生命保険商品を数多く取り揃えております。

当資料は、平成29年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱い等については、所轄税務署・税理士などにご相談ください。



手続き対策



相続に関する手続きは、想像以上に大変です。銀行が窓口となってご相談からお手続きまでをサポートさせていただきます。

遺言とは、ご自身の意思に沿って財産を配分するために作成するものです。相続人が円満に相続手続きを進められるよう、遺言書を書くケースが増えています。

遺言信託

—八十二銀行と専門家がお手伝い—

八十二♡サポート

遺言信託

遺言信託では、遺言書作成に関するご相談から、遺言書の保管、執行までをサポートいたします。

◆遺言信託の流れ

1 遺言書の作成

・相続に関するお考えをお伺いし、遺言書の原案を作成します。その後、公証役場で公正証書遺言を作成します。

2 遺言書の保管

・相続発生まで専門家が遺言書を保管します。
・遺言内容の変更のご相談を承ります。

3 遺言の執行

・相続発生後、専門家が遺言書の内容に基づき手続きをサポートします。

もし、対策前に相続が起きてしまったら

遺産整理業務

—相続発生後のお手続きをお手伝い—

<ご自身でできますか?>

相続人・相続財産の
調査

遺産分割協議の
調整

不動産・有価証券等の
名義変更

ご自身で相続手続きを行う場合には、平日に仕事を休んで役所や金融機関に何度も足を運ばなければならない
可能性があります。また専門的な知識も必要となり、相続人にかかる負担は大きくなります。

など

八十二♡サポート

遺産整理業務

遺産整理業務は、専門家が相続の手続きをお手伝いするサービスです。

<このようなお客さまにおすすめします>

相続の手続きが不慣れ



多忙で時間がない



相続に関する専門的な
アドバイスが欲しい



※遺言信託・遺産整理業務には、所定の手数料・報酬がかかります。税法の詳細は、所轄税務署、税理士などにご相談ください。

※八十二銀行では、遺言信託・遺産整理業務に関する商品を三菱UFJ信託銀行(株)の信託代理店および(株)朝日信託の業務提携店として取扱っており、媒介(商品のご紹介と情報の取次ぎ)をいたします。ご契約に際しては、お客さまと三菱UFJ信託銀行(株)もしくは(株)朝日信託が契約当事者となります。

相続対策のご相談は八十二銀行へ

各種詳しい資料をご用意しております。お気軽にご相談ください。

